



三重県公報

令和2年1月17日(金)

第 72 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
12	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	2
13	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
14	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(漁 業 環 境 課)	3
15	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
公 告			
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	5
	労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇 用 対 策 課)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河 川 課)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	8
	建築基準法の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消し 同伴	(建 築 開 発 課) (同)	8 8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(大 気 ・ 水 環 境 課)	9

告 示

三重県告示第 12 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定年月日
令和 2 年 1 月 17 日
- 2 控除対象寄附金の名称
独立行政法人国立病院機構のうち、次に掲げる病院の事業に対する寄附金
 - (1) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重病院
事務所の所在地 三重県津市大里窪田町 357 番地
 - (2) 名 称 独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院
事務所の所在地 三重県鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号
 - (3) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター
事務所の所在地 三重県津市久居明神町 2158 番地 5
 - (4) 名 称 独立行政法人国立病院機構 榊原病院
事務所の所在地 三重県津市榊原町 777 番地
- 3 控除対象寄附金に係る申請者
名 称 独立行政法人国立病院機構
主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘二丁目 5 番 21 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間
令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 13 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
林 佐次郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町八知字東高山口 7670 の 1・7670 の 2（次の図に示す部分に限る。）、7671 の 1、7672、宇西高山 7674
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

林 藤次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字柿がの 7714

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面並びに関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 14 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 14 年三重県告示第 749 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

「

神島区域 （鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち神島の地区）	① 小型刺網漁業（10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。） ② 小型一本釣り漁業（10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。） ③ 機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。） ④ 中型まき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑤ ①，②，③及び④以外の漁業
---------------------------------	---

」

を

「

神島区域 （鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち神島の地区）	① 小型刺網漁業（10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。） ② 小型一本釣り漁業（10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。） ③ 機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。） ④ 中型まき網漁業 ⑤ ①，②，③及び④以外の漁業
---------------------------------	--

」

に改める。

三重県告示第 15 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン松阪店

松阪市久米町字長井 1174 番地 3

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
(仮称) ジョーシン松阪店	松阪市久米町字長井 1174 番地 3

(変更後)

名称	所在地
ジョーシン松阪店	松阪市久米町字長井 1174 番地 3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	中嶋 克彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	中嶋 克彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平

3 変更年月日

2(1) 平成 25 年 10 月 18 日

2(2)(3) 令和元年 6 月 25 日

4 変更理由

2(1) 店舗名称が正式に決定したため

2(2)(3) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため

5 届出の日

令和元年 12 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 1 月 17 日から同年 5 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
令和 2 年 2 月 5 日（水）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館第 101 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
令和 2 年 1 月 22 日（水）午後 5 時
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
（交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。）
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問合せ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

令和 2 年 4 月 30 日をもって、第 45 期三重県労働委員会委員の任期が満了となりますので、第 46 期三重県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり委員の候補者の推薦を求めます。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 推薦資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内のみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和 2 年 1 月 17 日（金）から同年 2 月 26 日（水）まで

4 推薦手続

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。
 - ア 別記様式の推薦書
 - イ 被推薦者の履歴書
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。
 - ア 別記様式の推薦書
 - イ 被推薦者の履歴書
 - ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書
なお、この証明書の交付を受けるためには、令和2年2月7日（金）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は、三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。
- 5 委員候補者として推薦する者の数
使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦に当たっては、おおむね5人までとします。
- 6 その他
詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町13番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属事業所若しくは会社 又は 労働組合名	地 位	備 考

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 10 月 30 日から令和 2 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町下野代、同市大字上深谷部、同市大字下深谷部及び同市大字今島

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
二級河川外城田川水系
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
いなべ準都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

取消年月日	一の敷地とみなすこと等の認定		
	認定番号	認定年月日	対象区域
令和元年 12 月 26 日	第 H30 認定通知 三重県庁 00002 号	平成 30 年 11 月 8 日	伊賀市下柘植字物堂 671-1 ほか 5 筆 伊賀市楯岡字九反坪 38-1 ほか 1 筆

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

令和 2 年 1 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

取消年月日	一の敷地とみなすこと等の認定		
	認定番号	認定年月日	対象区域
令和元年 12 月 26 日	第 H30 認定通知 三重県庁 00003 号	平成 30 年 11 月 8 日	伊賀市下柘植字物堂 673-4 ほか 10 筆 伊賀市楯岡字九反坪 39-3 伊賀市新堂字一本木 1-4

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年1月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和2年2月6日（木）14時30分までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 奥村
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班 担当 長谷川
電話 059-224-2380 ファクシミリ 059-229-1016

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年2月27日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年2月20日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年2月27日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年2月27日(木)14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは令和2年2月20日(木)から同月27日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班

案件名 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年2月27日(木)14時35分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額(令和2・3・4年度の3カ年の合計額)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Maintenance of automatic monitoring devices of air pollution

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, February 27, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, February, 20, 2020 and 2:30 P.M. on Thursday, February 27, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Thursday, February 27, 2020.

(4) Managing Authority :

Air and water environment division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
